

<別表1>

厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成18年厚生労働省告示539号)

10円に事業所・施設が所在する地域区分及びサービス種類に応じた割合を乗じて得た額

【対象期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日】

サービス種別	11級地	12級地	13級地	その他	
	〔宇治市〕	〔亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、宇治田原町〕	〔木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村〕	〔左記以外の地域〕	
居宅介護	1000分の1027	1000分の1018	1000分の1009	1000分の1000	
重度訪問介護					
同行援護					
行動援護					
療養介護	1000分の1000	1000分の1000	1000分の1000		
生活介護	1000分の1027	1000分の1018	1000分の1009		
短期入所					
重度障害者等包括支援					
共同生活介護	1000分の1036	1000分の1024	1000分の1012		
施設入所支援	1000分の1030	1000分の1020	1000分の1010		
自立訓練(機能訓練)	1000分の1027	1000分の1018	1000分の1009		
自立訓練(生活訓練)					
就労移行支援					
就労継続支援A型	1000分の1026	1000分の1017			
就労継続支援B型					
共同生活援助	1000分の1036	1000分の1024	1000分の1012		
地域相談支援	1000分の1027	1000分の1018	1000分の1009		

【対象期間:平成26年4月1日～平成27年3月31日】

サービス種別	14級地 〔宇治市〕	15級地 〔亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、宇治田原町〕	17級地 〔向日市、長岡京市〕	18級地 〔木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村〕	その他 〔左記以外の地域〕	
居宅介護	1000分の1032	1000分の1027	1000分の1018	1000分の1014	1000分の1000	
重度訪問介護						
同行援護						
行動援護						
療養介護	1000分の1000	1000分の1000	1000分の1000	1000分の1000		
生活介護	1000分の1032	1000分の1027	1000分の1018	1000分の1014		
短期入所						
重度障害者等包括支援						
施設入所支援	1000分の1035	1000分の1030	1000分の1020	1000分の1015		
自立訓練(機能訓練)	1000分の1031	1000分の1027	1000分の1018	1000分の1013		
自立訓練(生活訓練)						
就労移行支援						
就労継続支援A型	1000分の1030	1000分の1026	1000分の1017			
就労継続支援B型						
共同生活援助	1000分の1042	1000分の1036	1000分の1024	1000分の1018		
地域相談支援	1000分の1032	1000分の1027	1000分の1018	1000分の1014		

注) 住居、事業所が複数の地域区分に設置されている場合、主たる事務所の地域区分により事業所全体の報酬を算定。